

## 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

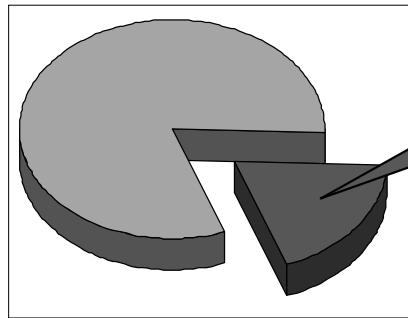


保険料に  
ついての

お知らせ

平成18年度から3年間の保険料が決まりました。

介護保険料は、今後3年間で介護サービスがどれくらい必要となるかを判断して3年ごとに見直されます。



65歳以上の方  
の負担分19%

阿蘇市に住む65歳  
以上の方の人数

阿蘇市の基準額  
46,800円  
(年額)

阿蘇市で必要な介護サービスの総費用



あなたの保険料は？

(所得に応じて、次の6段階の保険料のいずれかを納めます。)

所得段階	対象となる方	基準額	調整率	所得段階別の保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	46,800円 (年額)	×0.50	23,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方		×0.50	23,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方		×0.75	35,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方		×1.00	46,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方		×1.25	58,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方		×1.50	70,200円

### ●納め方は

年金が年額18万円以上の方

特別徴収・・・保険料の年額を年6回にわけて、年金から天引きになります。

年金が年額18万円未満の方

普通徴収・・・保険料の年額を年6回にわけて、納付書で個別に払います。

※年度途中で65歳になった方や、他の市区町村から転入してきた方などについては、約半年後から特別徴収に切り替えられます。

(誕生月や転入月により切り替え時期が変わります。)

### ●口座振替をご利用ください

普通徴収で忙しい方・外出がなかなかできない方は、便利な口座振替がおすすめです。

※手続きは通帳と印鑑をもって金融機関でお申込下さい。

詳しいお問い合わせ先  
福祉課介護保険係  
電話 22-3145